

松江市告示第 398 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 46 条第 2 項の規定による廃止の届出がされたので、障害者総合支援法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 15 日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
特定非営利活動法人こだま 松江市西嫁島 1-1-19	短期入所事業所こだま 松江市西嫁島 1-1-16	令和 4 年 6 月 1 日	短期入所	特になし	3210101287